

令和6年度 通学路合同点検改善要望書

【学校名】	曳舟	小学校			
No.	改善要望箇所（住所）	要望内容	要望理由	検討結果	検討結果（2/28時点）
1	京島1-6-10付近 （京成曳舟駅前広場付近交差点）	信号機の設置	<p>信号機・歩行者用信号機が一方向しか設置されておりません。区内循環バスの通行や小学生の通学路になっていることから、交通事故等の危険を回避するため信号機の設置を要望致します。</p> <p>（向島警察署長あて要望書を、加藤正之都議会議員・佐藤篤区議会議員・高橋典子区議会議員・阿部義剛区議会議員・本校PTA会長の連名で提出済み内容）</p>	<p>【向島警察署】</p> <p>本部とともに検討したいと思いますが、現在の交通量から設置は難しいと思われます。</p>	
2	京島1-16～京島2-3 （横断歩道）	信号機の設置	<p>手前の踏切や交差点からのスピードを出して自動車が直進し、当該横断歩道に歩行者がいても停車しないことが多く見受けられます。特に、朝や夕方の登下校における児童の安全確保のため、信号機の設置を要望致します。（〃）</p>	<p>【向島警察署】</p> <p>同上</p>	
3	京島3-9-7付近、京島3-10-20付近 （カラタチ交差点）	オレンジポールの設置	<p>通学時間帯には3つの登校班、30人程度の児童が歩道のない場所で信号待ちをしている。通学時間帯には車・自転車の交通量も多いので接触事故の危険を減らすため。</p>	<p>【第五建設事務所】</p> <p>信号待ちの待機所確保のためパイプ柵を1本撤去、車両進入抑制のため同箇所付近でオレンジポールを2箇所設置しました。</p>	

4	京島3-10-19 (カラタチ公園)	「飛び出し注意」木製看板の素材変更	カラタチ公園は本校で2つの登校班、20人程度の児童が登校班の集合場所として使用している。タイヤの上に木製の板を使用して作成された自立式の看板が公園入口に設置してあり、常に路上に置いてあるものであるため木の部分が劣化しやすい。昨年腐敗して壊れ、保護者が区に連絡して対応していただいた事があった。児童が日々多く出入りする場所としては怪我なども心配されるので、腐敗しにくい素材の看板へ変更をお願いしたい。(公園の入り口は見通しが悪いので設置自体は継続してほしい。)	【区 道路・橋りょう課】 現状のタイヤ・木製看板で使用していただきます。劣化した際は、その都度対応しますので連絡いただければと思います。	
5	同上	公園植栽の手入れ等	大きな植樹が何本があるが、幹の内側が腐って欠けている植樹がある。集合場所となっているので、台風・強風後などに万が一の倒木が起こらないか心配がある。	【区 公園課】 倒木防止のため次のように対処しました。 ・幹の内側腐れ樹木は点検を実施の上、8/9に伐採。 ・そのほかの樹木は勢い良く生い茂っている樹木を8/9に剪定。	
6	同上	隣接地マンション窓からのゴミ投棄に対する防止勧告など	集合時間帯に隣接地マンション窓(上層階)から公園内にゴミの投棄があつたと保護者から話があった。同じく、児童の集合場所であるので児童に当たって怪我が心配されるため。(実際に投棄があった時期等については詳細確認中)	【向島警察署】 目撃したら、すぐに110番をお願いします。	

7	同上	公園内での飲酒規制など	<p>集合時間帯に公園内ベンチで飲酒している・していた形跡（空き缶の放置）が日常的に発生している。児童を巻き込むトラブルの発生・日常的に空き缶が放置された場所へ出入りすることの教育的影響・治安等への心配がある。</p>	<p>【区 公園課】</p> <p>この公園は地域の人が週に一度清掃していますが、放置されるごみが多いため清掃が行き届いていません。しかしながら清掃の回数を増やすことは地域の人々の負担が増えるため難しいですが、利用者に対してごみの持ち帰りを促す看板を掲示して利用マナーの向上を図ります。なお、公園での飲酒は違反ではありませんが、通学路に面している公園を意識して児童への配慮を求める看板を掲示します。（いずれも準備ができ次第掲示する。）</p>	<p>【区 公園課】</p> <p>ゴミの持ち帰りや公園の利用マナー見直しのサインを、公園の出入り口やベンチ周辺など目につく場所に令和7年1月10日に設置しました。</p> 
8	京島1-26-2～京島1-27-12 (道路)	通学路指定に向けて安全面アドバイス	<p>本校敷地内旧曳舟幼稚園沿いの道路はスクールゾーンとして指定されているが、現在通学路として使用していない。この道路を通学路として使用できた際には、現在より短いルートで登下校できる自動が増えるので、通学路として使用したという要望がある。交通量の多い道路ではないが、特に登校の際には歩道のない一方通行の道を逆向きに短時間に多数の児童（50人以上と思われる、詳細確認中）が通行することになり、交通事故の心配があったことから過去にスクールゾーン指定から外された時期があった経緯もあるので、新たに通学路指定するにあたっては慎重に判断していきたい実態がある。通学路指定化に向けて出すのに適した要望・学校や保護者ができる取組みなどがあるか具体的にアドバイスを頂きたい。</p>	<p>【区 教育委員会】</p> <p>当該道路は、交通規制のあるスクールゾーンの指定はなく、通学路として指定されているものである。</p> <p>しかし、当該道路は、歩車道の区別や児童の安全な通行を確保できる幅員があるなどの通学路の基準を満たすものでなく、交通規制のあるスクールゾーンの指定や、交通誘導員の配置などの措置を講じた上でなければ通学路として使用するのに適さないものであることから、学校の方針として通学路として使用しないこととしている。</p> <p>本件道路が通学路として指定された経緯は不明だが、通学路の指定は制度上一度行くと廃止することはできないため、交通安全マップの表記においては通学路となっている。もし、この表記により保護者等の混乱を招くということであれば、次回の配布に当たっては訂正する。</p> <p>今後、交通規制のあるスクールゾーンの指定がなされれば、通学路としての使用は可能となり得るが、スクールゾーンの指定には学校及びスクールゾーン連絡会により、周辺住民等の理解・協力を得る必要がある。</p>	